

修理サービスと見舞金交付事業の保険業該当性

近年のノーアクションレター回答を踏まえて

第1回

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 稲田 行祐

1. はじめに

近年、わが国においても、ある商品を販売する際に当該販売業者が所定の金額を事前に徴収すること引き換えに、当該商品が故障した場合の修理サービス・交換等(以下、修理サービス)を提供することを掲げることが多くなった。また、同様に、保険会社以外の者が所定の金額を事前に徴収すること引き換えに、所定の事由が発生した場合に少額の見舞金等を交付する事例も散見される。

2. 保険業法における「保険業」の定義

法第2条第1項によると、「保険業」とは、人の生死に關し一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を收受する保険、一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、他の保険で、法第3条第4項各号または第5項各号に掲げるものの引き受けを行う事業をいうとされる。

3. 少額短期保険業者向けの総合的な監督指針における基準

前記「保険業」の定義における「損害のてん補」とは、典型的には金銭給付によりなされるものを想定しているが、物品または役務提供によりなされるものも排除されることはない。それゆえ、一定の偶然的事故によつてある製品に不具合が生じた場合に、それを修理することを約し、事前に所定の金額を徴収する事業は、前記「保険業」に該当し得る。

前記「保険業」の定義における「損害のてん補」とは、典型的には金銭給付によりなされるものを想定しているが、物品または役務提供によりなされるものも排除されることはない。それゆえ、一定の偶然的事故によつてある製品に不具合が生じた場合に、それを修理することを約し、事前に所定の金額を徴収する事業は、前記「保険業」に該当し得る。

4. 近年のノーアクションレターの回答

次に、平成21(09)年以降の修理サービス事業および見舞金交付事業に関するノーアクションレターの回答を整理した上で、それらから読み取れる判断のポイントや疑問点等について言及することとする。

次に、平成21(09)年以降の修理サービス事業および見舞金交付事業に関するノーアクションレターの回答を整理した上で、それらから読み取れる判断のポイントや疑問点等について言及することとする。

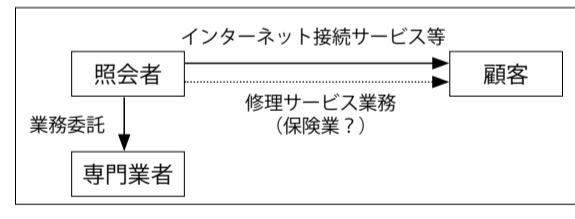
ネット接続サービス、インターネット関連ソフトウェアサービス、インターネットに関する企画・開発・コンサルティング業務を営む者である。

「保険業」に該当せず、法第3条第1項に違反しないというものであった。具体的な理由の概要は、次の通りである。

「(1) (注1)」においては、慶弔見舞金等の給付について、次のような記載が設けられている。「一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。上記の『社会通念上その給付金額が妥当なもの』とは、10万円以下とする。」

「(2) (注2)」においては、前記「保険業」の定義における「保険金」および「損害のてん補」は、金額の多寡に依りてない。それ故、人の生死に關し、または一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害のてん補として、少額の見舞金を交付することを約し、事前に所定の金額を徴収する事業は、前記「保険業」に該当し得る。

(図表1)



「(注1) (注2)」の本文の提供を約するものであること、修理サービスは1事故当たり5万円相当を上限としており、高額の役務提供を予定していないこと等からすると、責任準備金の積み立て等の保険会社と同様の財務規制になじむものとは必ずしも言えず、他の保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないことも理由として挙げられている。

【著者プロフィール】2007年9月弁護士登録、08年〜10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年〜14年Catalin 出向(UK, London: Legal for Underwriting and Claims) (注1) http://www.fsa.go.jp/comm on/noact/kaitou/036_08b.pdf (注2) http://www.fsa.go.jp/comm on/noact/kaitou/036_08a.pdf

修理サービスと見舞金交付事業の保険業該当性

近年のノーアクションレター回答を踏まえて

第2回

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 稲田 行祐

(b)平成24(12)年5月14日付回答(注4)

(照会の概要)

(照会者による照会書)

(注5)によると、照会者は、電化製品の小売販売事業者からの委託を受けて、当該事業者が消費者に販売した電化製品の修理または同等の金額の電化製品の提供を行う事業を「商品延長保証サービス」として実施している者である。

(照会の概要)

(回答の概要)

前記照会に対する回答は、前記「少短向け監督指針Ⅲ-1-1(1)」(注2)の本文基準に従い判断した結果(注6)、「保険業」に該当しないとはいえないというものであった。具体的理由の概要は、次の通りである。

まず、照会者が小売販売事業者から修理業務やコールセンター業務を受託するのではなく、照会者自身が商品購入者に対して直接に延長保証の義務を負う主体となつてい

ることが指摘されている。

次に、小売販売事業者等、商品購入者に対して民事法上の責任を負担する者が、顧客サービスの一環として、こうした責任を契約により拡張して負担するものとは異なる、こうした責任を負うべき立場にない第三者である照会者が、契約による商品購入者から商品の自然故障リスクのみを引き受け、代理店モデルにより引受数を拡大して、リスクを集合的に管理することを可能とする本件業務のような仕組みは、保険取引と異なるものと

して認知されているとは

いえないと指摘されている。

また、多数の参加者からのリスクを累積し集合的に管理することで各参加者のリスクを軽減する仕組みの組成者については、当該仕組みの適切性と履行の確実性を担保するため、履行金額や参加者の人的・社会的関係等に照らして規制の必要がないと認められる特別な事情がない限り、参加者を保護のために勧誘行為を含む業務の適切性と財務の健全性につき

き当局の監督に服する必要があり、という保険業法の規制の趣旨に照らし、代理店網を構築して

広く顧客を募り、修理金額に上限を設けない

本件業務が保険業に該当しないと認められないとされている。

(c)平成27(15)年4月7日付回答(注

3条第1項に違反しない

といつものであった。具

体的な理由の概要は、次の通りである。

まず、本件業務に係る約定の内容は、役務の提供または代替品の提供を約するものであり、金銭的な損失でん補を約するものではないことが指摘されている。

次に、照会者は、ガスの販売を行うに際して、法令上、ガス消費機器の調査義務および当該機器の不具合があった場合のガス購入者に対する通知義務を負っており、本件業務はかかる調査義務等に密接に関連した業務として提供されるものであることが指摘されている。

そして、法令上、ガス消費機器の調査義務等を負う者が当該調査義務等に付随して提供する機器の修理サービスは、保険取引とは異なるものと社会的に認知されていると考えられるとされている。

最後に、本件業務は、役務の提供または代替品の提供を約するものであること、1事故当たり10万円相当を上限としており高額の役務提供を予定していないこと等からすると、責任準備金の積み立てや保険計理人の関与等の財務規制を及ぼす必要性は低く、その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないことも理由として挙げられている。

(d)判断のポイント

入者から商品の自然故障リスクのみを引き受け、代理店モデルにより引受数を拡大することとはかなりネガティブに働いていると思われる。なお、回答中の書きぶりからすると、商品の製造者・販売者以外の第三者が代理店を介さずに直接に商品の購入者との間で延長保証サービス契約を締結することはそれほどネガティブに働くことはないと思われる。

また、「履行金額や参加者の人的・社会的関係等に照らして規制の必要がないと認められる特別な事情」として具体的にどのようなものが挙げられるのかという点も興味深い。この点、平成21(09)年7月6日付回答では1事故当たり5万円相当を、平成27(15)年4月7日付回答では1事故当たり10万円相当を上限としていることが指摘されていることからすると、修理サービスに要する金額が低額である事情は規制の必要性を小さくする方向に働くファクターであることは間違いないと思われる。また、参加者間に団体自治が期待できるような密接な関係があるといった事情も規制の必要性を小さくする方向に働くと思われる。

(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

【著者プロフィール】2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

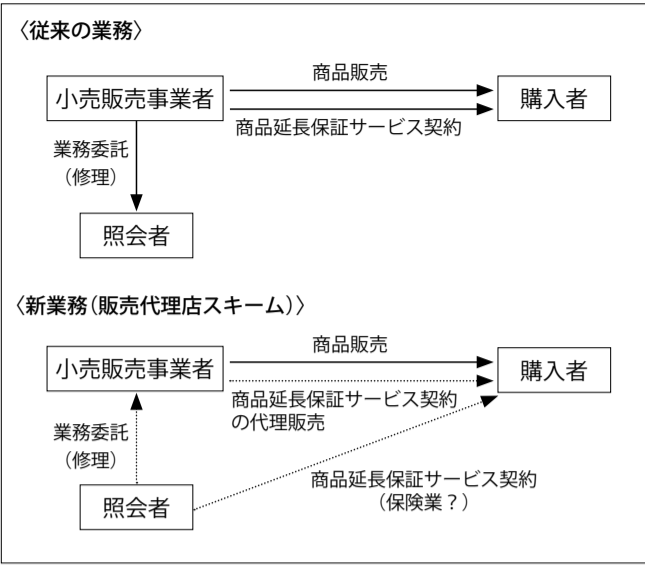
2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

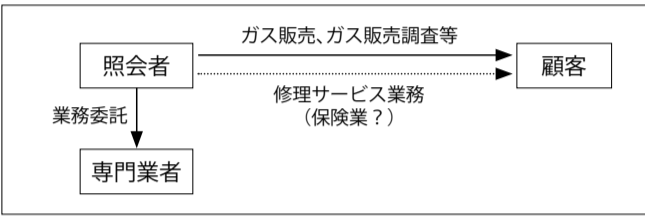
2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

(図表2)



(図表3)



体的な理由の概要は、次の通りである。

まず、平成21(09)年7月6日付回答(6月4日付、本連載第1回参照)、および平成27(15)年4月7日付回答(15)年4月7日付回答(注3条第1項に違反しないといつものであった。具

体的な理由の概要は、次の通りである。

まず、本件業務に係る約定の内容は、役務の提供または代替品の提供を約するものであり、金銭的な損失でん補を約するものではないことが指摘されている。

次に、照会者は、ガスの販売を行うに際して、法令上、ガス消費機器の調査義務および当該機器の不具合があった場合のガス購入者に対する通知義務を負っており、本件業務はかかる調査義務等に密接に関連した業務として提供されるものであることが指摘されている。

そして、法令上、ガス消費機器の調査義務等を負う者が当該調査義務等に付随して提供する機器の修理サービスは、保険取引とは異なるものと社会的に認知されていると考えられるとされている。

最後に、本件業務は、役務の提供または代替品の提供を約するものであること、1事故当たり10万円相当を上限としており高額の役務提供を予定していないこと等からすると、責任準備金の積み立てや保険計理人の関与等の財務規制を及ぼす必要性は低く、その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないことも理由として挙げられている。

(d)判断のポイント

入者から商品の自然故障リスクのみを引き受け、代理店モデルにより引受数を拡大することとはかなりネガティブに働いていると思われる。なお、回答中の書きぶりからすると、商品の製造者・販売者以外の第三者が代理店を介さずに直接に商品の購入者との間で延長保証サービス契約を締結することはそれほどネガティブに働くことはないと思われる。

また、「履行金額や参加者の人的・社会的関係等に照らして規制の必要がないと認められる特別な事情」として具体的にどのようなものが挙げられるのかという点も興味深い。この点、平成21(09)年7月6日付回答では1事故当たり5万円相当を、平成27(15)年4月7日付回答では1事故当たり10万円相当を上限としていることが指摘されていることからすると、修理サービスに要する金額が低額である事情は規制の必要性を小さくする方向に働くファクターであることは間違いないと思われる。また、参加者間に団体自治が期待できるような密接な関係があるといった事情も規制の必要性を小さくする方向に働くと思われる。

(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

(11)

(注4) http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/036/036_12b.pdf

(注5) http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/036/036_12a.pdf

(注6) なお、本照会書には、「当該延長保証は、小売販売事業者が商品を販売する際に、これに付随してなされるものです。顧客が申し込むことのできる延長保証の対象範囲は、当該顧客が購入した商品に限定されており」との文言があるものの、回答においては、「照会者の行う本件業務は、物の製造販売に付随したものとはいえない」として、本文基準に従い判断されている。

(注7) http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/036/036_21b.pdf

(注8) http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/036/036_21a.pdf

◇

【著者プロフィール】2007年9月弁護士登録、08年10年金融庁監督局保険課出向(課長補佐、法務)、13年14年Cattlin出向(UK, London: 現XL Cattlin) (Legal for Underwriter ng and Claims)

修理サービスと見舞金交付事業の保険業該当性

近年のノーアクションレター回答を踏まえて

第3回

弁護士 中央総合法律事務所

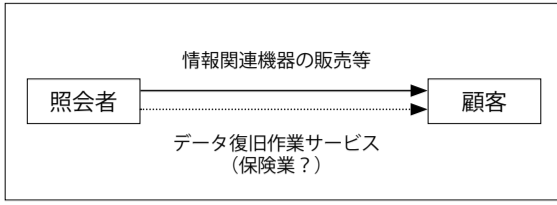
弁護士 稲田 行祐

イ. なお書き基準関連
 (a) 平成22(10)年
 2月9日付回答(注9)
 (照会書の概要)

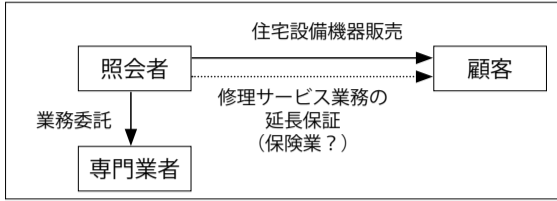
照会者の照会書(注
 10)によると、照会者
 は、情報関連機器の販売
 や、顧客の情報関連機器
 に内蔵されている記憶装
 置に障害が発生して内部
 に保存されていた電子デ
 ータへアクセスできなく
 なった場合、その情報関
 連機器を調査し、特殊な
 技術と設備を用いて電子
 データを救出するデータ
 復旧作業サービスを行う
 者である。

照会者は、あらかじめ
 顧客より金銭を徴収する
 ことにより、顧客の情報
 関連機器内の記憶装置に
 障害が発生した場合に、
 顧客は廉価な低額のデー
 タ復旧料金のみを支払う
 ことによりデータ復旧サ
 ービスを受けられるよう
 な仕組みの実施を検討し
 ていた(図表4参照)。

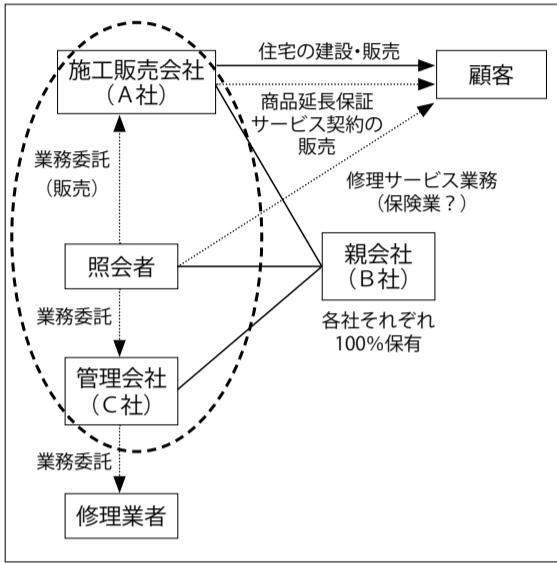
(図表4)



(図表5)



(図表6)



また、本件データ復旧
 サービスに係る約定は、
 照会者または第三者のハ
 ードディスク等の販売と
 同時または販売後1カ月
 以内に限り締結されるも
 のである。

照会者は、新たに顧客
 から一定の金銭を徴収す
 ることにより、前記保証
 期間を15年間(もしくは
 20年間)に延長するサ
 ービス(以下、延長保証サ
 ービス)の提供を検討し
 ている。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

また、本件データ復旧
 サービスに係る約定は、
 照会者または第三者のハ
 ードディスク等の販売と
 同時または販売後1カ月
 以内に限り締結されるも
 のである。

照会者は、新たに顧客
 から一定の金銭を徴収す
 ることにより、前記保証
 期間を15年間(もしくは
 20年間)に延長するサ
 ービス(以下、延長保証サ
 ービス)の提供を検討し
 ている。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

また、本件データ復旧
 サービスに係る約定は、
 照会者または第三者のハ
 ードディスク等の販売と
 同時または販売後1カ月
 以内に限り締結されるも
 のである。

照会者は、新たに顧客
 から一定の金銭を徴収す
 ることにより、前記保証
 期間を15年間(もしくは
 20年間)に延長するサ
 ービス(以下、延長保証サ
 ービス)の提供を検討し
 ている。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

また、本件データ復旧
 サービスに係る約定は、
 照会者または第三者のハ
 ードディスク等の販売と
 同時または販売後1カ月
 以内に限り締結されるも
 のである。

照会者は、新たに顧客
 から一定の金銭を徴収す
 ることにより、前記保証
 期間を15年間(もしくは
 20年間)に延長するサ
 ービス(以下、延長保証サ
 ービス)の提供を検討し
 ている。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

照会者は、新たに賃貸
 人と照会者間で賃貸住
 宅の建築請負工事に関す
 る請負契約または賃貸住
 宅の購入に関する売買契
 約の締結と併せて設備機
 器修理サービスを提供す
 ることを検討していた
 (図表6参照)。

【著者プロフィール】2
 007年9月弁護士登
 録、08年10年金融庁監
 督局保険課出向(課長補
 佐、法務)、13年14年
 C a t l i n 出 向
 (UK, London:
 現X L C a t l i n)
 (Legal for
 U n d e r w r i t i
 n g a n d C l a i
 m s)

